

◎海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律

(平成二六年六月一八日法律第七三号)

一、提案理由(平成二六年四月三日・衆議院国土交通委員会)

○太田国務大臣 ただいま議題となりました海岸法の一部を改正する法律案及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

次に、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

外航船舶からの有害なバラスト水の排出による生態系破壊等を防止するため、平成十六年二月に、国際海事機関において、二十四年の船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約が採択されました。

我が国も、国際的な連携のもとに、外航船舶から排出される

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律

有害なバラスト水による生態系破壊等の防止を図るための措置を講じ、国際的な責務を果たしていく必要があります。

このため、当該条約を国内的に担保するための措置を講ずる必要があります。

このような趣旨から、このたびこの法律案を提案することとした次第です。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、生態系に悪影響を与える有害なバラスト水の船舶からの排出を禁止することとしております。

第二に、船舶所有者等に対して、有害なバラスト水の処理設備の設置を義務づけるとともに、バラスト水の取り扱いに関する管理者の選任、手引書の作成、記録簿の備えつけ等を義務づけることとしております。

第三に、これらの規制の実効性を担保する観点から、我が国の船舶に対する検査に加え、我が国の港における外国船舶に対する立入検査を行うこととしております。

そのほか、これらに関連いたしまして、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、海岸法の一部を改正する法律案及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案を提案する理由であります。

これらの法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議をよろしくお願い申し上げます。

……………(略)……………
以上、御報告申し上げます。

二、衆議院国土交通委員長報告(平成二六年五月二五日)

三、参議院国土交通委員長報告(平成二六年六月二一日)

○梶山弘志君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

○藤本祐司君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を報告いたします。

……………(略)……………
次に、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法律案は、二十四年の船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約の締結に伴い、船舶の安定のために取り入れる海水などのバラスト水について、生態系に悪影響を与える排出を禁止し、有害なバラスト水の処理設備の設置等と

義務付けようとするものであります。また、これらの規制の実効性を担保するため、我が国の船舶に対する検査に加え、外国船舶に対する立入検査を実施する等の措置を講じようとするものです。

委員会におきましては、バラスト水の処理設備の設置に対する支援の在り方、処理設備等に係る検査体制の整備の重要性、海洋環境の保全に向けた取組等について質疑が行われました。その詳細は会議録によつて御承知願います。

両案は、去る四月二十一日本委員会に付託され、二十三日太田国土交通大臣から提案理由の説明を聴取し、五月十四日、質疑を行い、質疑終了後、採決の結果、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、報告いたします。

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律

二六五